

海外経済要録

米州諸国

◇米国、公定歩合を引下げ

米国連邦準備制度理事会は、8月15日、公定歩合を0.25%引き下げ(5.5→5.25%)、翌16日から実施するというミネアポリス連銀の決定を承認する旨発表した。その後19日リッチモンド、23日シカゴなど4連銀、27日ポストン、28日ダラスと追随引下げが続き、30日のニューヨークなど4連銀の引下げによって、全連銀が5.25%の線にそろった。

同理事会によれば、今次引下げは「財政緊縮政策採用後の市場の状況変化に対する技術的調整」と説明されている。また今次措置は、引下げ幅が0.25%と最近になく小幅であり、引下げの先べんをつけたのが、12地区連銀の中で最小のミネアポリス連銀であったという点で特異なものである。

◇米国、両院合同経済委員会の金融政策に関する勧告

1. 合同経済委員会(JEC)の主張

両院合同経済委員会(委員長はプロクシマイヤー上院議員)は、かねてから金融政策について検討を行ってきたが、7月1日に“Standards for Guiding Monetary Action”と題する報告書を発表した。プロクシマイヤー委員長は同報告について、従来ややもすればマネー・サプライに不規則な変動がみられたが、これに終止符を打ち、かつ金融政策に対する議会の発言力を強化することをねらいとしたものであると説明している。なお、同報告の要旨は次のとおり。

- (1) 議会は連銀信用を(とくに財政赤字のファイナンスとの関連で)どの程度供給すべきかという点につき、連邦準備制度を指導すべきである。そのガイドラインは、完全雇用およびドル価値の維持・高成長といった一般的な目標よりも限定的でなければならないが、またあまりに厳格な指示であってもならない。
- (2) 具体的なガイドラインとして、money stock(現金プラス要求払預金)の四半期ごとの増加率を年率2～6%の範囲内にとどめるよう、議会は連邦準備制度に勧告すべきである。
- (3) 連邦準備制度は毎年初に、当年の経済見通しに照らしていかなる金融政策が必要と考えるか、できるだけ

具体的な説明を行なうべきであり、その説明は大統領経済報告の金融面を補足し、マネー・サプライ、マネー・フローおよび金利動向等の予測を含むものでなければならない。

また、同委員長は8月6日の声明で、「連邦準備制度理事会は、議会に対して、①毎年初にその年の金融情勢および金融政策に関する見通しを表明すること、②ある四半期にマネー・サプライの増加率が2～6%の範囲を逸脱した場合には、期末後2週間以内にその間の施策も含めて説明を行なうこと、の2点につき同意するであろう」と述べた。

2. 連邦準備制度の立場

- (1) マネー・サプライに関するガイドラインについては、ミッチェル連邦準備制度理事会理事が、「マネー・サプライが金融政策のみにより決定されるということも、また逆に金融政策が貨幣以外の金融資産・金融市場の状態、信用の条件などに影響を及ぼしえないと考えることも、同様に誤りである」(5月15日の議会証言)と述べて、その増加率に特定の枠をはめることはもちろん、マネー・サプライを金融政策の唯一の指標とすることにも反対の意向を表明し、その後発表されたJEC報告等におけるガイドラインの提唱に対しても、連邦準備制度としては、一貫してこれを無視する態度をとっている。
- (2) 金融見通しについて連邦準備制度は、例年JECが大統領経済報告の公聴会を開催する際、同報告の経済見通しを前提とした金融情勢の予測を提出することに同意したが(ミッチェル理事およびマーチン議長からブ委員長あての書簡)、これは、JECが要求している連邦準備制度自身の金融情勢および金融政策の予測とは大きな隔たりを残している。

◇米国、一連の輸出振興策を採用

貿易収支の不振が続くおりから、このところ米国政府は輸出振興のためきめの細かい措置を次々に発表しており、そのおもなものをとりまとめると次のとおりである。

(1) 戦略物資の輸出管理規制を緩和

商務省はさる8月22日、戦略物資の輸出管理規制を緩和した。従来、米国企業が戦略物資を主要な西側工業諸国(EEC6か国、英国、デンマーク、ノルウェー、ギリシャ、オーストラリア、日本の計12か国)に輸出する場合、商務省の個別認可が必要であったため、これら物資の輸出が不振であったが、米国企業の規制緩和要求が強まってきたほか、輸出振興の観点からこ

れら諸国向け輸出に限り、約200の特殊品目を除き1年間の一括ライセンスを与えることになったもの。ただし、このライセンスをうる条件として、①輸出先が当該米国輸出企業の海外子会社、支店または相手国の最終需要者であること、②ライセンス申請者は、再輸出禁止等の米国輸出管理規制に従うという輸出先の保証(assurance)を商務省に提出すること、③前年に、当該輸出先に最低10万ドルの輸出を行ない、今後も同水準以上の輸出を続ける計画であること、④また毎月商務省に実績を報告すること、を必要としている。

(2) 合同輸出協会設立の計画

7月31日、商務省は、年頭のドル防衛措置に織り込まれていた合同輸出協会計画(Joint Export Association Program)を実施に移す旨発表し、8月8日には関係企業を集めて参加を呼びかけた。この計画は、独力では海外市場開拓の力を持たない中小企業を中心にグループ別輸出事業団体を結成、これに、海外での市場調査、広告、展示会等の費用につき50%まで政府補助を与えることを骨子とするもので、商務省は今財政年度75万ドルの支出を予定している。

(3) 輸出拡大諮問委員会の設置

政府は7月31日、スミス商務長官を委員長とし、これに財務、国務各長官と輸出入銀行総裁を加えた4人で構成される輸出拡大諮問委員会(The Export Expansion Advisory Panel)を設置する旨発表した。米国輸出入銀行は、さきにもリスクの高い地域向け輸出拡大のため5億ドルの融資枠を持つ特別基金制度(7月号「要録」参照)を設けたが、本委員会の機能は、同銀行の融資、保証業務機能を強化するため、この基金運用に関し助言を与えることにある。

(4) 農業関連産業諮問委員会の設置

さらに、政府はこのほど農業関連産業諮問委員会(The Agribusiness Industry Advisory Committee)を設置し、9月13日に第1回会合を行なうこととなった。同委員会には27人の農業関連企業の社長が含まれており、当面は開発途上国を重点に、農産物や農業機械等の輸出振興を図るために、資金を集め、技術交流を行なうことをそのねらいとしている。

◇米国、対仏相殺関税を実施

米財務省は8月13日、フランスがさきの政治・経済的混乱に対処して実施した輸出助成策(7月号「要録」参照)への対抗措置として、きたる9月14日以降対仏輸入品に対し、普通関税のほかさらに一律2.5%(11月以降1.25%)の相殺関税を課す旨発表した。同措置の内容次

のとおり。

- (1) 課税対象品目…農産物(皮革・毛皮を含む)、燃料、美術骨とう品等の一部を除く対仏全輸入品目とする。
- (2) 実施期間…9月14日から、フランス側の輸出補助禁止が予定されている1969年1月末まで。
- (3) 税率…フランス側の補助金が低減されるのに対応し、9月14日から10月末までは2.5%、その後は1.25%を課す。

なお、本措置は1930年関税法(別称 スムート・ホールレイ法)の規定に基づき採られたもので、実施期間が短かつ税率も低いうえ、対仏輸入品の多くは代替性の少ない品目(ぶどう酒、香水、繊維品等)であるため、実質的な影響は小さいものとみられており、むしろフランス側による輸出助成策の早期撤廃、国内保護貿易派へのけんせいなどの心理的効果に主たるねらいがあるものと一般に受け取られている。

◇カナダ、公定歩合の第3次引下げ

カナダ銀行は、8月30日、公定歩合を従来の6.5%から6%に引き下げ、9月3日から実施する旨発表した。今次引下げは、さる7月2日、29日に続く本年3度目の引下げであり、これにより、カナダ公定歩合は本年初頭の水準にもどった。ラズミンスキー・カナダ銀行総裁は、今次引下げの趣旨につき、最近における内外短期金利の動向に即応したものであるとコメントしている。

今次措置の主要な背景は次のとおり。

- (1) カナダ市中金利は、前回の公定歩合引下げ後も低下を続け、3ヵ月ものTB入札レートは、7月31日の6.03%から8月28日には5.48%と昨年12月来の最低にまで低下した。他方、第3次引下げの契機になると見られていた米国の公定歩合は、8月30日のニューヨーク等4連銀の追随により全連銀の引下げが終了した。
- (2) 一方、国内経済も、鉱工業生産指数の動きなどからみれば、昨年の低迷からようやく脱しつつあるように見えるものの、本年初め一時立ち直った民間住宅着工が最近再び低下傾向を示し、失業率もいまだ高水準にあるなど、いまひとつ盛り上がり欠ける状況にある。
- (3) さらに国際収支面をみると、貿易収支はこのところ自動車、鉄鋼を中心とする対米輸出好伸からかなりの黒字を続けている。金・外貨準備も潤沢で、6月には、ニューヨーク連銀とのスワップ借入れの一部返済後も、なお2,574百万米ドルを記録した。カナダは米国の利子平衡税適用免除の代償として、金・外貨準備を2,550百万米ドル内に押えることになっているが、6月の数字はこの水準を若干上回っている。またカナ

ダ・ドル相場も、カナダ・ドルの信認回復、輸出の好伸を映じて、7月2日に93米セント台に乗せ、さらにその後も上昇を続けて、8月28日には93.23米セントに達し、カナダ・ドル上限の93.425米セントに接近しつつあった。

欧州諸国

◇EEC、労働者の自由移動実現に関する規則を決定

EEC閣僚理事会(社会問題担当相会議)は、7月29日、域内労働者の自由移動実現に関する規則につき、概要のような合意に達したことを発表した。すなわち、

- (1) 雇用に関し、国内優先の規則(*la priorité du travailleur national*)を完全に廃止し、他の加盟国労働者に対し自国労働者と同一の権利(*le droit et la possibilité*)を与えること。
 - (2) 労働組合内における被選挙権を原則として平等とすること(ただし公共企業部門は例外、なお選挙権はすでに平等に与えられている)。
 - (3) 他の加盟国労働者に発給されていた労働許可証(*le permis de travail*)を廃止すること(ただし、居住については居住証明書<5年有効>の取得を要する)。
 - (4) 他の加盟国労働者に職業選択の自由を認めること。
 - (5) 他の加盟国の労働者が呼び寄せることのできる家族の範囲を拡大すること(妻、21才以下の子女、年長の扶養家族は域内国民でなくとも差別なく入国が認められる)。ただし、家族連れの労働者は都市のスラム化を避けるため、公認された通常の住居(*un logement normal*)に居住しなければならない)。
 - (6) 加盟国相互間で雇用市場の情報を交換し、需給の調整を図ること。
 - (7) 他の加盟国の求職者に対しては、域外国求職者に優先して一定期間内に就職のあっせんを行なうこと。
 - (8) 以上の措置により加盟国の雇用市場に大きな混乱が生じた場合、とりうる緊急措置の手段を定めること。
- 域内労働者の自由移動に関しては、61年12月「第1次規則」、64年2月「第2次規則」が採択され、漸次制限が緩和されてきたが、7月1日の域内関税同盟完成を契機に、上記のとおり最終的に撤廃されたものである。なお、本件合意は、各国の法的手続を経て今秋発効することが予定されている。

◇英国、パークレイズ、ロイズ、マーチンズ3行合併問題の決着

1. 英国政府は、パークレイズ、ロイズ、マーチンズ

3行の合併計画について、独占禁止委員会の答申(10名の委員中6名の多数で同計画に反対、詳細は8月号「要録」参照)以来同答申に基づいて検討を続けてきたが、7月25日、「政府は、3行の合併計画に反対する独占禁止委員会の結論を受け入れる。3行もこの合併計画を中止する旨英蘭銀行総裁に伝えてきた。なお、政府は、マーチンズがパークレイズ、ロイズのいずれか1行と合併することには反対しない」旨の見解を明らかにした。

一方、3行側も同日、「本件合併は公共の利益に合致し、かつ海外での英国銀行業務の発展に寄与するものと確信しているが、政府の見解に従い、やむをえず合併計画を断念する」との共同声明を発表し、またパークレイズ、マーチンズ両行は、パークレイズがマーチンズを吸収合併することにつき合意に達したことを明らかにした。

2. パークレイズとマーチンズの合併条件等に関して伝えられるところは次のとおり。

- (1) 両行の株式交換比率は、マーチンズ株式(額面5シリング、7月25日時価1ポンド11シリング6ペンス、発行済み株式総数約59百万株)9株につき、パークレイズ株式(額面1ポンド、7月25日時価4ポンド12シリング)2株プラス131シリング6ペンス相当のパークレイズ社債(*loan stock*)を交付することとする。
- (2) 両行は、役員を交換し合ったうえ、当面はそれぞれの銀行名で営業を行なう。

◇西ドイツ、本年上半期の国際収支

ブンデスバンクは、7月号の月報において、本年上半期の国際収支概況を発表した。その特徴点等以下のとおり。

- (1) 貿易収支は、景気の上昇を映じた輸入の増大(対前年同期比13.2%増)にもかかわらず、輸出の好伸持続から、約78億マルクの大黒字(前年同期約88億マルクの黒字)を示現、とくに対米輸出の増大が著しく(前年同期比45.3%増、増加寄与率46.4%)、期中の対米貿易収支じりは約9億マルクの黒字と、戦後はじめての黒字を示現した(前年同期約8億マルクの赤字)。
- (2) 他方資本収支は、期中約48億マルクの赤字(前年同期約60億マルクの赤字)となったが、これは外債発行の増高(7月号「国別動向」参照)を映じた長期資本収支の赤字が主因。
- (3) なお、以上のほか、調整項目が期中約24億ドルの大黒字を計上したため、総合収支は、期中約27億マルクの黒字と、前年同期(約8億マルクの赤字)に比し様変わりな黒字を示現した(調整項目の大黒字は、従来の国際通貨不安などに伴う資本流入を反映するもの

といわれている)。

◇イタリア、1969年度予算案を決定

イタリア政府は、7月26日の閣議において明年度予算

の政府原案を決定した(イタリアの財政年度は暦年)。本予算案によると、公共企業体部門および財政投融资勘定を含む総合収支じりは、30,461億リラの赤字と、68年度予算の赤字を5割強上回っており、成長促進を目的とした積極・大型予算といわれている。これの背景としては、①最近イタリアの景気拡大テンボがやや鈍化していること、②さきの総選挙の結果、同国の政情が不安定となり(7月号「国別動向」参照)、左派からの財政支出拡大要求によって、レオネ内閣が従来の財政支出および同赤字を極力圧縮する方針を放棄せざるをえなくなっ

西ドイツの国際収支

(単位・百万マルク)

	1968年					
	1~3月	前年同期	4~6月	前年同期	1~6月	前年同期
経常収支	3,110	2,645	1,976	2,506	5,086	5,151
うち貿易収支	4,336	4,331	3,419	4,439	7,755	8,770
サービス収支	291	△ 134	40	△ 286	331	△ 420
移転収支	△ 1,517	△ 1,552	△ 1,483	△ 1,647	△ 3,000	△ 3,199
資本収支	△ 3,431	△ 3,390	△ 1,338	△ 2,577	△ 4,769	△ 5,967
うち長期	△ 1,814	△ 355	△ 2,869	△ 984	△ 4,683	△ 1,339
短期	△ 1,617	△ 3,035	1,531	△ 1,593	△ 86	△ 4,628
調整項目	1,864	887	552	△ 855	2,416	32
総合収支	1,543	142	1,190	△ 926	2,733	△ 784
対外準備	31,793	29,979	32,983	29,053	32,983	29,053
(a) 輸出(FOB)	23,334	20,777	22,835	21,901	46,169	42,678
(b) 輸入(CIF)	18,998	16,446	19,416	17,462	38,414	33,908

西ドイツの相手国別貿易動向(1968年上半年実績)

(単位・百万マルク)

	(a) 西ドイツの輸出(FOB)				(b) 西ドイツの輸入(CIF)				貿易収支じり((a)-(b))		
	ウエイト(67年)	68年1~6月	前年同期比	寄与率	ウエイト(67年)	68年1~6月	前年同期比	寄与率	67年	68年1~6月	67年1~6月
フランス	11.5	5,493	+ 7.3	11.5	12.1	4,501	+ 7.1	6.6	1,562	992	891
イタリア	7.9	3,492	+ 0.8	0.8	9.1	3,608	+ 18.0	12.2	454	△ 116	406
オランダ	9.9	4,734	+ 14.1	16.3	10.3	4,095	+ 17.7	13.6	1,353	639	668
ベルギー・ルクセンブルク	7.3	3,537	+ 11.6	10.5	7.7	3,184	+ 19.7	11.6	1,003	353	509
(EEC計)	36.6	17,256	+ 8.7	39.7	39.2	15,388	+ 14.8	44.2	4,372	1,868	2,474
スイス	5.7	2,583	+ 4.0	2.8	3.0	1,157	+ 14.8	3.3	2,931	1,426	1,476
オーストリア	4.7	2,016	+ 1.9	1.1	2.1	809	+ 18.2	2.7	2,620	1,207	1,293
英国	3.9	1,863	+ 9.0	4.1	4.1	1,674	+ 18.0	5.6	540	189	291
スウェーデン	4.0	1,760	+ 0.6	0.3	3.0	1,213	+ 19.9	4.4	1,367	547	737
ノルウェー	1.6	658	- 15.4	- 3.4	1.3	529	+ 17.0	1.7	528	129	326
デンマーク	2.7	1,150	- 5.4	- 1.8	1.6	604	+ 4.3	0.5	1,208	546	636
フィンランド	1.2	459	- 16.9	- 2.6	0.8	319	+ 8.1	0.5	443	140	257
米	9.0	5,202	+ 45.3	46.4	12.2	4,343	- 0.7	- 0.5	△ 696	859	△ 791
カナダ	1.0	481	+ 12.1	1.5	1.3	487	+ 26.8	2.2	△ 20	△ 6	45
日本	1.4	663	+ 11.0	1.9	1.3	545	+ 22.4	2.2	345	118	152
ソ連	0.9	568	+ 17.9	2.1	1.5	486	+ 10.7	1.2	△ 307	82	△ 101
中	0.9	286	- 32.3	- 3.8	0.4	159	- 3.1	—	520	127	258
計	100	46,169	+ 8.1	100	100	38,414	+ 13.2	100	16,862	7,755	8,769

資料：連邦統計局；Außenhandel。68年6月号から作成。

たこと、などが指摘されている。

本予算の概要次のとおり。

- (1) とくに景気刺激的な性格となっているのは、財政投融资勘定で、同勘定の赤字は、前年度比 83.4% の著増。
- (2) 一般会計では、歳入は減税実施(次項参照)により、前年度比 10.1% の伸び(68年度は前年度比 13.4% 増)にとどまっている半面、歳出は国債償還費の増大もあり、同 14.4% の増加(同 11.5% 増)。
- (3) 本予算の基礎となった 1969 年度の GNP 見直しは、名目 8.5% 増(68年度見込み 8.0% 増)、実質 5.5% 増(同 5.5% 増)。

イタリアの 1969 年度予算案

(単位・億リラ、△は赤字)

		1968年度		1969年度	
		当初 予 算	前年比 増減(△)	当初 予 算	前年比 増減(△)
歳 入	租 税 収 入	83,225	13.3	91,705	10.2
	そ の 他 収 入	5,045	14.8	5,483	8.7
	計	88,270	13.4	97,188	10.1
歳 出	経 常 支 出	79,799	10.4	88,932	11.4
	投 資 支 出	18,498	42.6	18,283	△ 1.2
	国債償還費等 資本勘定支出	1,471	△ 65.3	6,966	373.6
	計	99,768	11.5	114,181	14.4
一般会計収支じり		△11,498	△ 1.2	△16,993	47.8
財政投融资収支じり		△ 5,608	△ 18.3	△10,286	83.4
公共企業体部門収支じり		△ 2,959	△ 11.8	△ 3,182	7.5
総 合 収 支		△20,065	△ 8.2	△30,461	51.8

◇イタリア、景気振興策(法案)を決定

イタリア政府は 7 月 26 日、景気振興のための諸法案を決定した。これは、最近の景気中だるみ傾向に対処することをねらいとしたものであるが、とくに生産的投資の促進に重点がおかれているほか、南部開発促進、社会資本の充実など、構造的問題に対する対策も考慮されており、選択的な景気刺激策であることを特色としている。その概要次のとおり。

(1) 生産的投資促進のための政策

- イ. 投資減税……今後 3 年間にわたり、企業の投資額が一定規準(本法律発効前 5 か年間の投資額の平均)を超過した場合、その超過額の 50% を課税額から控除。
- ロ. 増資減税……今後 4 年間にわたり、企業の増資に

つについては課税を免除。

- ハ. 研究開発投資促進のため、IMI(イタリア興業銀行)に対する政府出資を 1,000 億リラ増額。
- ニ. 新鋭機械輸入、技術導入に対し、政府の利子補給により低利貸付を実施。
- ホ. 中小企業向け特別貸付資金の増額。
- (2) 南部開発促進のための政策
 - イ. 南部開発基金の融資予算の増額(現行計画の年平均 3,650 億リラから 4,000 億リラへ)。
 - ロ. 南部地域所在企業について社会保障費企業負担分の 20% を政府が肩代わり。
- (3) 社会資本充実のための政策
 - イ. 幹線鉄道網の整備(フローレンス—ローマ間直通線の新規建設を含む)。
 - ロ. 大都市における地下鉄道建設の促進。
 - ハ. 住宅建設促進のため、低所得者に対する特別住宅貸付制度を新設。
- (4) 個人消費拡大のための政策
 - イ. 家庭用電気製品の購入促進のため、家庭用電力消費税を減税。
 - ロ. 企業の近代化、合理化により失業した労働者に対する補償の増額。

◇デンマーク、公定歩合を引下げ

デンマーク国民銀行は、8 月 28 日、公定歩合を 0.5% 引き下げ(6.5 → 6.0%)、翌 29 日から実施する旨を発表した。今次措置は、本年 3 月(7.5 → 7.0%)、6 月(7.0 → 6.5%)に続く本年 3 回目の引下げである。

今回の引下げは、本年 4 月以降、増税および財政支出抑制等財政緊縮措置(5 月号「要録」参照)が実施された結果、設備投資の鎮静、失業の増大(7 月末の失業率は 2.8% と前年同月比倍増)など、景気調整の効果が浸透してきた一方、国際収支面でも、輸出の好伸(本年上半期の対前年同期比増加率 11.2%)を主因に改善傾向が顕著(貿易収支の赤字が大幅に縮小)になってきたため採られた措置とみられている。

◇南ア、公定歩合を引下げ

南アフリカ共和国準備銀行は、8 月 27 日、公定歩合を 0.5% 引き下げて 5.5% とし即日実施する旨を発表、同時に市中銀行に対する貸出規制を緩和する方針を明らかにした。

南アフリカでは、このところ金鉱株投資を中心とする長期資本の流入からインフレ圧力が強まっており、こうしたおきから、今次措置は、全面的な金融緩和を意図し

たものではなく、むしろ、①最近の国際的な金利低下傾向にかんがみ、国内金利水準を引き下げ、金利要因による資本の流入を阻止すること(なお、長期資本については、さきに次項のような流出規制緩和措置も採られている)、②金融緩和により生産の拡大を促進すること(なお、インフレを抑制するため、さきに次項のような輸入制限緩和措置が採られている)、などをねらいとしたものとみられている。

なお同行総裁 T. W. de Jongh も、「今次措置は生産の拡大等のために採られたものであり、当局に消費者信用を緩和する意図はない」旨強調したと伝えられる。

◇南ア、輸入および為替制限の緩和

南アフリカ政府は、7月31日、資本取引に関する為替制限の一部を緩和、さらに翌8月1日には、資本財および消費財の輸入制限についても一部を緩和する旨発表した。今次措置は、最近の国際収支の好調を背景に、同国におけるインフレ圧力(前項参照)に対処するためのものとみられている。輸入制限緩和措置の具体的内容は現在のところ明らかにされていないが、為替制限緩和措置の概要は次のとおり。

- (1) 非居住者が支配している南ア企業の株式の全部または一部を、当該非居住者が居住者に売却して得た代金の海外送金に関する規制を緩和する。
- (2) 居住者による海外直接投資、なかんずく輸出振興、海外資産の保全等に資する海外直接投資の規制を緩和する。
- (3) 居住者による海外借入れの期限前返済に関する規制を緩和する。

アジアおよび大洋州諸国

◇第3回アジア太平洋閣僚会議(ASPAC)の開催

第3回アジア太平洋閣僚会議(Asian and Pacific Council)は、7月30日から8月1日までの3日間、豪州の首都キャンベラで開催された。

同会議には、わが国をはじめ、韓国、台湾、南ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、豪州、ニュージーランドの9加盟国のほか、ラオスがオブザーバーとして参加し、近隣諸国の友好関係強化と、地域協力促進の見地から次の事項を確認した。

- (1) アジア太平洋諸国の社会経済の発展と繁栄のために、①文化センター(韓国提案)、②食糧肥料技術センター(台湾提案)、③経済調整センター(タイ提案)を設立し、地域協力をいっそう促進する。

- (2) 参加国の重大関心事である中国情勢、ベトナム和平、核実験禁止条約などの問題について意見交換を行なった結果、国連憲章の下、①国家主権、領土保全の相互尊重、②紛争の平和的解決、③アジア太平洋諸国の自立と連帯意識、を強調する。

なお、今回は明年東京で開催される予定である。

◇第2回ASEAN外相会議の開催

昨年8月結成された東南アジア諸国連合(ASEAN—インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシアおよびシンガポール)の第2回外相会議は、8月6、7日、インドネシアのジャカルタで開催された。共同声明では、ASEANが準備期間を経て、いよいよ各種計画の実施段階にはいったことを強調、具体的には、①共同基金を含む財政問題研究の特別委員会の設置、②食糧生産、民間航空、通信・運輸サービス・気象、海運の各常設委員会の設置などに意見の一致をみたとしている。なお、第3回外相会議は、明年クアラルンプールで開催される。

◇イラン、対日貿易協定を締結

わが国とイランの貿易協定は、1966年7月に失効して以来約2年間にわたって空白状態が続いていたが、さる6月23日ようやく調印をみるに至った。同協定は、格別の事態が発生しないかぎり、今後2年間にわたって両国の貿易取引(輸出入許可証の発給、関税その他の課徴金賦課など)に無差別待遇を約束するものである。

両国間の交渉が難航した理由は、イラン側のわが国に対する一次産品買付けを主体とする片貿易は正要求にあった。すなわち、1967年における両国間の貿易をみると、わが国が輸出77百万ドルに対して輸入は529百万ドルと、差引き452百万ドルの入超となっているが、石油類(518百万ドル)を控除した輸入額は11百万ドルにすぎず、その収支じりは逆に66百万ドルの出超となっている。

このため、イラン政府は、①石油類の生産、輸出は外国石油会社の手にあるため、それを控除した貿易取引の均衡を主張し、とりあえず対日輸出入比率を1対5(現状は1対7)にまで引き上げること、②わが国の石油類買付けのうち、イラン国有油田から産出された石油の買付け量をふやすことを要求、これが実現しない場合には対日輸入制限措置を採る旨申し入れてきた。

しかし、最終的にはわが国が、①目下イランにおいて建設中の石油プラントから生産されるLPGの引取り(69年以降10年間に150万トン)、②国有油田産の石油のスポット買付け、一次産品の買付け努力、などの譲歩を示したため、ようやく妥結をみたものである。

◇インドネシア、輸入制限措置を実施

インドネシアは、最近、重要物資の輸入確保など外貨の効率的運用の強化、国内産業保護の見地から次のような輸入制限措置を講じた。

- (1) 輸入税等の徴収繰上げ……BE(注)輸入品目表の最重要品目を除き、輸入税、輸入付加税、販売税の徴収時点を、従来の保税倉庫出荷時点からL/C開設時に繰り上げることとし、6月21日から実施。
- (2) 二次加工繊維品をBE輸入品目表から除外……従来、一般BEによる輸入を認められていた同繊維品は、6月17日からBE輸入品目から除外され、DP(補足的な外貨)^(注)による輸入のみが認められることとなった。
- (3) 輸入付加税の引上げ……8月1日から、国内繊維工業保護の見地から絹・人絹・化合繊維物の輸入付加税を引き上げたほか、BE輸入品目表に掲げていない不要不急物資の輸入付加税を50%引き上げた。
- (4) 一般BE売出しの一時停止……わが国をはじめとする1968年の借款がほぼ決定したことから、借款BE(注)の消化を促進するため7月10日から31日まで一般BEの売却を停止した。借款BEは、輸入先が援助国に限られ、輸入品目も、BE輸入品目のうち最重要品目と必要品目に限定され、品目選択の範囲が狭いにもかかわらず売却レートが一般BEと同一であり、購入者にとりうまみがなく、消化が遅れているため、援助資金の利用促進の見地から本措置が採られたものである。しかしながら、本措置は、①借款供与国以外からの輸入をDPのみに制限するきびしい措置であり、②借款供与国のうちでも、インドネシアの要請に応じて早期に供与し、すでに消化が進んでいる国にとって不利な扱いとなるため、国際的クレームが強く、短期間で廃止された。
- (5) 香港、シンガポールへのL/C開設を一時停止……国内高金利のおりから輸入税などの前払いの負担を軽減するため、貨物引渡しまでの期間の短い香港、シンガポールからの輸入が急増する一方、輸入手続きに手間取る借款BEを敬遠する傾向がみられたため、両国からの輸入L/Cの開設を8月7日から17日まで一時停止した。

(注) BE(Bonus Export)はインドネシア政府の発行する輸入権を示す証書で、BE輸入品目に指定された物資のみを輸入することができる。これには、①輸出受取り代金の一部に輸入権を付与する一般BEと、②外国援助資金による輸入権を示す借款BEとがある。このほか、政府の設定した標準輸出価格を上回る価格で輸出した場合は、価格超過分に相当する外貨受取り代金はDP(Devisa Pelengkap)と呼ばれ、輸入禁止品目を除く全品目の輸入が認められる。

◇台湾、公定歩合を引上げ

台湾の中央銀行は、8月10日、再割引歩合を月利0.90%から0.99%に、担保貸付歩合を1.11%から1.17%にそれぞれ引き上げる旨を発表した。

今回の引上げにつき中央銀行は、最近における市中銀行貸出の膨張ならびに消費者物価の上昇に対処して採られた措置であると説明している。なお、従来同国では、主として支払準備率の変更によって金融の調整が行われており、公定歩合が引き上げられたのは、1961年同行の業務開始(それ以前においては台湾銀行が業務を代行)以来はじめてのことである。

◇ニュージーランド、1968年度予算を発表

ニュージーランド政府は、7月18日、1968年度の予算を発表したが、国際収支の改善傾向をいっそう定着させるため、引き続き引締め基調の慎重な態度を続けている。すなわち、歳出は1,362百万ニュージーランド・ドル(以下、NZドル)と前年度に比べ5.8%増となっているが、平価切下げに伴うコスト増を勘案した実質では3.8%の増加(前年度+1.3%)にとどまった。費目別にみると、国防費の増額が目だっている程度で、失業者救済を主眼とする公共事業資金および社会保障費(両者で支出の約7割を占める)の増額も控えめなものとなっている。

歳入は経済成長の鈍化から大幅増収は期待できず、1,201百万NZドルと前年度(1,178百万NZドル)比わず

財政収支実績および予算

(単位・百万NZドル)

	1966年度 実績	1967年度		1968年度	
		実績	前年度 比(%)	予算	前年度 比(%)
歳 出	1,272	1,288	+ 1.3	1,362	+ 5.8
経 常 支 出	996	1,026	+ 3.0	1,091	+ 6.4
社会 保 障 費	571	609	+ 6.5	638	+ 4.8
国 防 費	89	87	- 1.7	96	+ 10.3
行 政 費	94	97	+ 2.3	102	+ 5.1
利子など 債務関係費	107	117	+ 9.3	131	+ 12.1
そ の 他	135	116	- 13.7	124	+ 7.4
資 本 支 出	276	262	- 4.9	271	+ 3.3
歳 入	1,138	1,178	+ 3.6	1,201	+ 1.9
租 税 収 入	919	950	+ 3.4	961	+ 1.3
利子その他収入	133	147	+ 10.8	163	+ 10.9
そ の 他	86	81	- 5.7	77	- 6.7
財 政 赤 字 (要借入れ額)	134	110	- 18.1	162	+ 47.4

(注) 年度は4月～翌年3月。

かに1.9%増の見積もりにとどめている。この結果、財政赤字は162百万NZドル(前年度赤字110百万NZドル)となる見込みである。

共 産 圏 諸 国

◇コメコン銀行の活動状況

コメコン銀行は、1964年1月発足以来本年をもって第5年度を迎えたが、このほど昨1967年の年次報告を発表した。

コメコン銀行は、域内の多角決済の実施を主たるねらいとして設立されたものであるが、このほか同行は、加盟国が一時的に支払超過に陥った場合適時に決済を行なわしめるための信用、また季節的条件により生ずる生産や販売の際の不足資金の供与などを行なっている。さらに振替ルーブル余裕資金の吸収、金および交換可能通貨での預金業務などを実施している。

まず同行の主要業務である決済業務をみると、昨年のコメコン諸国相互間の貿易は、253億振替ルーブルと前年比10%(1966年は1.3%増)伸びた。これに貿易以外のその他商業取引を加えた決済総額は266億振替ルーブルで、前年比11.4%の増加であった。このことは、最近コ

メコンの経済協力がいろいろと問題にされながらも、昨年は一応進展したことを示すものであろう。しかし問題の多角決済については、域内の統一価格制度がいまのところ確立されていない現状から、円滑に進められていないものとみられる。

同行は決済の遅滞を回避するために、加盟国公認銀行に対して振替ルーブルによる信用(金利は年1.5%ないし2%)を供与するが、昨年のは19億振替ルーブルで、前年比19.3%増であった。

交換可能通貨による同行の取引業務(信用供与および預金)は引き続き増大している模様で、昨年の取引総額は90億振替ルーブルと前年の38億振替ルーブルを大幅に上回った。これは同行の海外諸国との取引関係が拡大していることを示すものであり、海外コルレス先銀行数は大幅に増大しているという。

こうした業務量の拡大に伴い、昨年の同行の利益金は1966年の126万振替ルーブルから132万振替ルーブルへと4.5%増大した。

以上のように昨年のコメコン銀行の活動状況は、前年とそれほど大差はないが、相互間貿易の増大に伴い、同行を通ずる決済額ならびに対外取引活動が引き続き拡大していることが注目されよう。